

潜在人材掘り起こし推進事業委託業務処理要領（案）

1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が（以下「受託者」という。）に委託する、「潜在人材掘り起こし推進事業委託業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の実施

受託者は、この要領に基づき本業務を実施しなければならない。

3 本業務の目的

本道経済を支える人材を確保するため、地域の関係機関と連携し、潜在人材（就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者）の掘り起こし（就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする）を行うとともに、人手不足の中小企業における潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援し、潜在人材と人手不足企業をマッチングすることで、潜在人材の就業促進と人手不足の解消を図るモデルを形成する。

4 業務内容及び業務実施方法等

（1）実施地域

道内2カ所：岩見沢市、小樽市

（2）対象者

ア 潜在人材

就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者

イ デジタル技術活用希望人材

デジタル技術を活用した仕事に従事してみたいと希望を持っているもの。

当該対象者においては、支援を行う時点で職に就いていない者に加えて、既にパート等として働いている有業者も含む。

ウ 求人創出

人材の確保が困難な企業であり、本事業により、潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備による求人の創出を希望する企業

（3）業務内容

各地域の特性やニーズなどに配慮するとともに、ア～キの事業を実施

ア 潜在人材の掘り起こし（女性・高齢者）

自治体等の関係機関等地域のサークル（母親、シニア等）主催者と連携し、これらの者が開催する既存のセミナーやイベントのうち、対象とする層が多く集まることが期待されるものにコーディネーターを派遣する。

（例えば、オンラインセミナーの合同開催。）

回数：14回以上（1カ所あたり）

対象者：就業も求職活動もしていない女性、高齢者

イ 潜在人材の掘り起こし（障がい者）

地域の就労継続支援B型事業所へのPR・広報活動等により就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

ウ デジタル技術活用希望人材

実施地域のパソコン教室等と連携し、これらの者が開催するセミナーやイベントのうち、対象者が多く集まることが期待されるものにコーディネーターを派遣する。

エ 潜在人材層やデジタル技術活用希望人材が就業しやすい求人情報の作成と提供

短時間・軽作業等、潜在人材等が就業しやすい求人に関する情報を集約の上、オンラインや紙媒体で提供できる形式にし、コーディネーター派遣への活用、地域包括センター等、対象とする層が多く集まる場所への配架、SNSでの発信等を行う。

オ 求人創出

人手不足の中小企業の中から参加企業を募集・選定し、コーディネーターが当該企業へ訪問し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、短時間業務等を切り出し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合った求人を創出する。

回数：7回以上（1カ所あたり）

対象企業：人手不足解消に向け、業務の見直しに積極的に取り組む企業（1カ所5社以上）

内容：地域の自治体や経済団体等から企業情報の提供を受けた中小企業や自ら参加を希望する中小企業を選定のうえ、当該企業へ訪問し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、潜在人材のニーズに合った求人を創出する。

カ フォローアップ

掘り起こされた人材に対して

内容：①地域で開催される合同企業説明会等への参加を誘導

②ハローワーク、シルバー人材センター、マザーズキャリアカフェ、障がい者就業・生活支援センター等への登録を誘導

企業に対して

内容：①潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合った労働条件等の見直しによる求人の創出への支援

②創出した求人情報をハローワーク等マッチング機関に登録するための支援

③既存の合同説明会への出展を誘導

その他：掘り起こした潜在人材やデジタル技術活用希望人材と創出した求人のマッチング支援、就業までの伴奏支援を実施

キ プラットフォームとの連携

本事業を効果的に実施するため、北海道を主体とした地域の関係機関・団体等で構成されるプラットフォームの機能を活用し、事業の周知やハローワーク等マッチング機関と連携し、掘り起こした潜在人材と創出した求人のマッチングにつなげる。

(4) その他留意事項

ア 本業務で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

イ 本業務で提供する就業支援サービスは、無料で行うこととし、資料代等いかなる名目によっても、利用者から金銭等を徴収してはならない。

ウ 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを前号に定める書面と併せて支出負担行為担当者等に提出すること。

エ 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

オ 委託者等は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

5 本委託業務の目標

(1) 新規求職者数（ハローワーク、シルバー人材センター、マザーズキャリアカフェ、障がい者就業・生活支援センター、その他登録人材紹介事業者への新規登録者数）：150名

(2) 新規就業者数：潜在人材 90名
デジタル技術活用希望人材 10名

(3) 求人創出企業数：10社

（うちテレワーク求人の創出による求人創出企業数：1社）

6 実績報告等

(1) 受託者は、本業務に係る委託契約締結後、速やかに、実施体制やスケジュール、業務内容などを記載した業務処理計画書を委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者は令和6年6月以降、毎月10日（当該日が土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律に定める日である場合は、その翌日。）までに、別紙第1号様式により、前月分の事業実績を委託者へ提出すること。また、その他必要な調査項目については、随時委託者と協議のうえ決定し報告すること。

(3) 受託者が、契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書及び収支精算書は、別紙第2号様式及び別紙第3号様式によるものとする。

(4) (3) の実績報告書には次のものを添付すること。

①委託業務の実施に関する報告書 A4判 1部

②就職者名簿

(5) 委託期間中の現地調査等、業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払に係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

(6) 委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。

(7) 道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額が確定する。

7 業務委託料の概算払

受託者が、契約書第13条に基づき概算払の請求をするときは、別紙第4号様式の業務委託料概算払請求書に別紙第5号様式の資金収支計画書を添えて請求するものとする。

8 その他

受託者は、委託業務に関する関係書類を委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

■潜在人材掘り起こし実績

■求人創出実績

	年月	派遣回数	対象者数				新規求職者数				新規就業者数				年月	派遣回数	求人創出 企業数	求人創出企業新規就業者数			
			潜在人材			デジタル	潜在人材			デジタル	潜在人材			デジタル				女性	高齢者	障がい者	
			女性	高齢者	障がい者		女性	高齢者	障がい者		女性	高齢者	障がい者								
岩見沢市	5月														5月						
	6月														6月						
	7月														7月						
	8月														8月						
	9月														9月						
	10月														10月						
	11月														11月						
	12月														12月						
	1月														1月						
	2月														2月						
合計		回	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	0	回	社	人	人 (人)	人 (人)	
				うち女性	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	うち女性					うち女性	うち女性	

	年月	派遣回数	対象者数				新規求職者数				新規就業者数				年月	派遣回数	求人創出 企業数	求人創出企業新規就業者数			
			潜在人材			デジタル	潜在人材			デジタル	潜在人材			デジタル				女性	高齢者	障がい者	
			女性	高齢者	障がい者		女性	高齢者	障がい者		女性	高齢者	障がい者								
小樽市	5月														5月						
	6月														6月						
	7月														7月						
	8月														8月						
	9月														9月						
	10月														10月						
	11月														11月						
	12月														12月						
	1月														1月						
	2月														2月						
合計		回	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	人 (人)	人 (人)	0	回	社	人	人 (人)	人 (人)	
				うち女性	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	うち女性		うち女性	うち女性	うち女性					うち女性	うち女性	

※ () は女性の内数を入力すること。

※新規就業者数は、求人創出企業新規就業者数を含めた人数を入力すること。

■実績累計

新規求職者数					新規求職者数					求人創出 企業数
潜在人材				デジタル	潜在人材				デジタル	
女性	高齢者	障がい者	計		女性	高齢者	障がい者	計		
人	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	人	人 (人)	人 (人)	人	人 (人)	社

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

潜在人材掘り起こし推進事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

1 業務完了年月日 年 月 日

2 その他

収 支 精 算 書

年 月 日

北海道知事 様

住所
受託者
氏名潜在人材掘り起こし推進事業委託業務

収入内訳

科 目	金額 (円)	備 考
委 託 金 額		
消費税及び地方消費税		
合計		

支出内訳

科 目	金額 (円)	備 考
人件費	賃金	
	共済費	
	人件費計	
事業費	報償費	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	使用料	
	事業費計	
人件費、事業費計		
消費税及び地方消費税		
合計		

別紙第4号様式

業務委託料概算払請求書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住 所
受託者
氏 名

潜在人材掘り起こし推進事業委託業務

年 月 日付で契約した上記業務に係る委託料について、概算払を受けたいので次のとおり請求します。

記

- 1 契 約 金 額 金 円
- 2 既 受 領 額 金 円
- 3 今回概算払請求額 金 円
- 4 残 額 金 円
- 5 請 求 の 理 由
- 6 振 込 先 等

振込金融機関	
本店・支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

	氏名	連絡先(電話番号)
本件責任者		
担当者		

